

## 平成25年度中に申し出られた苦情等への対応状況

### (1) 申出件数

1件（平成26年3月7日申出）

### (2) 申出の趣旨

岐阜市立女子短期大学の学生募集において、性差別をすることを停止することを求める。

### (3) 調査結果

当課で、「岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条に基づき調査し、その結果は以下のとおりです。

岐阜市立女子短期大学の学生募集が性差別をしているかどうかについては、「男女共学か男女別学にするかについては、憲法第14条の趣旨を踏まえて、教育基本法では、人種、信条、性別等によって教育上差別されないこと及び教育上男女の共学は認めなければならないことが定められているが、これは男女に対し、性別にかかわらず、学校における教育を受ける機会を均等に付与し、及び当該教育の内容、水準等が同等であることを確保する趣旨であり、すべての学校における男女の共学を一律に強制するものではなく、個々の学校において男女共学とするか男女別学とするかについては、公立の高等学校にあっては、地域の実情や学校の特色に応じて、当該高等学校の設置者である地方公共団体が、国立の大学にあっては、教育の目的及び理念に応じて各大学がそれぞれ判断すべきものである」旨の政府見解（平成12年2月18日）が示されています。

したがって、学生募集を女性に限定していることを捉え、性別による差別をしていることには、ならないものと判断しました。

しかしながら、男女共同参画社会の形成をめざす上で、現在に価値観、社会情勢等を鑑み、必要な検討がなされていく必要はあると考えます。

岐阜市立女子短期大学においては、今後の岐阜市立女子短期大学のあり方を学内会議で検討しているところです。岐阜市立女子短期大学が設置された当時と現在では、社会情勢や男女共同参画の考え方やそれぞれの役割が変化してきていることから、今後の岐阜市立女子短期大学のあり方を検討する学内会議において、男女共学も含め検討していく旨の回答を得ました。

### (4) 通知

要綱第3条第4項の規定に基づき、申出者に対し「苦情等対応通知書（第2号様式）」により、上記結果を通知しました。（平成26年4月11日通知）

### (5) 報告

要綱第5条の規定に基づき、岐阜市男女共同参画推進審議会に報告しました。（平成26年7月29日）